

総務省行政相談センター

まぐみみ 東京

八丈町版

令和7年台風第22号及び第23号災害 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

東京行政評価事務所では、災害に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しております。

- 電話による相談受付：平日9:00～16:45（時間外は留守番電話対応）

行政相談専用ダイヤル：**0570-090110**

*IP電話等で上記の番号が利用できない場合は**03-3363-1100**

- 来所による相談受付：平日9:00～16:45

住所：新宿区百人町3-28-8 新宿地方合同庁舎2階

- インターネットによる相談受付

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

*右のQRコードからアクセスできます。



インターネットによる相談

- FAXによる相談受付

03-5331-1761

- ・このガイドブックは、令和8年6月25日時点での作成です。

最新情報は、東京行政評価事務所HPおよび八丈町公式HPに掲載しています。

- ・このガイドブックの終わりに、外国人の方向けの相談窓口を掲載しています。

At the end of this guidebook, we list the consultation desk for foreigners.



東京行政評価事務所



八丈町公式HP

支援内容は編集時点のものです。

今後、支援策の追加があった場合は適宜お知らせします。

まぐみみ 東京



総務省 東京行政評価事務所

新宿区百人町3-28-8 新宿地方合同庁舎2階

電話：03-3363-1100

ダイヤル：0570-090110

FAX：03-5331-1761

目 次



住まいや身の回りのこと

- 1 罹災(りさい)証明書の発行(1)
- 2 被災(ひさい)証明書の発行(1)
- 3 被災者のための住宅提供(1)
- 4 住宅の応急修理(2)
- 5 住宅の修理費補助(2)
- 6 災害廃棄物の受入方法について(3) 注



お金のこと

- 1 生活資金の貸付け(5)
- 2 生活の困窮(5)
- 3 住宅に関する支援金、貸付(6)
- 4 雇用に関する支給(7)
- 5 八丈町産業・観光再建支援金の支給(8) 注



役所の手続きのこと

- 1 国税の特別措置(10)
- 2 都税の特別措置(10)
- 3 町民税の特別措置(10)
- 4 各種保険料(税)の特別措置(10)
- 5 証明手数料の免除(11)
- 6 公共料金の減免措置等(12)
- ★ 証明書等を紛失した場合(12)



民間の手続きのこと

- 1 損害保険(13)
- 2 生命保険の契約内容(13)
- 3 通帳、保険証書、印鑑を紛失した場合(13)
- 4 法律相談等の窓口(13)



医療・健康のこと

- 1 医療機関の受診・介護保険サービスの利用(14)
- 2 障害福祉サービスの利用(14)
- 3 こころの悩み相談(14)



教育のこと

- 1 小中学生の子がいる家庭への支援(15)
- 2 高校生の子がいる家庭への支援(15)
- 3 大学生への支援(15)



事業者の方へ

- 1 中小企業者等を対象とした相談窓口(17)
- 2 農業者を対象とした相談窓口(18) 注



その他の情報

- 1 消費者相談(21)
- 2 外国人相談(21)
Consultation for Foreigners(21)



1 罹災(りさい)証明書の発行

- ◆ 「罹災(りさい)証明書」は、地震等の災害によって被災した居住・所有する住家の被害の程度(大規模半壊、半壊等)を公的に証明する書面です。被災者生活再建支援金、各種融資、税金や保険料の減免等の申請に必要となる場合があります。証明書の申請や詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・罹災証明書申請の際には、被害箇所の写真(被害の程度が確認できる写真)が必要です。
- ・委任を受けた代理人が申請することもできます。
- ・住家以外(居住を伴わない建物や工作物等)は、「被災証明書」(被害を受けた事実を証明するもの)を申請します。



内閣府HP

八丈町	税務課	04996-2-1122
-----	-----	--------------

2 被災(ひさい)証明書の発行

- ◆ 「被災(ひさい)証明書」は、地震等の災害によって被災した居住・所有する住家“以外”の、車両や家財といった動産(物品)について、その被害の事実を公的に証明する書面です。車両保険等の申請に必要となる場合があります。証明書の申請や詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・被災証明書申請の際には、被害物品の写真(被害の状況が確認できる写真)が、最低4枚必要です。
- ・写真判定により、被害の事実の有無を証明するため、被害の“程度”は証明されません。
- ・申請は代理人でも可能です。ただし、証明書の受領を代理人がする場合は、委任状が必要です。

八丈町	総務課	04996-2-1121
-----	-----	--------------

3 被災者のための住宅提供

- ◆ 住宅に被害を受けられた方に対して、公営住宅、公務員宿舎、応急借り上げ住宅(民間賃貸住宅を借り上げたもの)、建設型応急住宅(緊急に住宅を建設したもの)、賃貸型応急住宅(民間賃貸住宅を応急住宅として取り扱うもの)等の提供がされる場合があります。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

町営住宅	①特定入居【恒久的使用・公営住宅法に基づく低廉な家賃】 ・住居が「<u>全壊等</u>」の被害を受け、居住する住宅がない方 ・町営住宅の入居要件(所得要件など)を満たす方 ②目的外使用(応急)【一時使用・無償】 ・住居が「<u>全壊</u>」の被害を受け、居住する住宅がない方 ※半壊であっても、水害により流入した土砂や流木等(耐え難い悪臭を含む)により住宅としての利用ができない方は、対象となる場合があります ・自らの資力をもってしては住宅を確保することができない方 ・災害救助法に基づく応急仮設住宅等の利用資格のある方で、応急仮設住宅等を利用しない方 ③目的外使用(通常罹災)【一時使用・有償】 ・住居が「<u>全壊等</u>」の被害を受け、居住する住宅がない方 ・資力はあるが、住居を確保することが困難な方(応急仮設住宅の利用資格のない方)、または所得要
------	--

	件以外の町営住宅の入居要件を満たせない方 ※民間賃貸物件と同程度の家賃が必要です。 ※低所得世帯の方は、家賃を減額できる場合があります。詳しくはご相談ください。
建設型 応急住宅	○三根仮設団地(中道応急住宅)【一時使用】 ・住居が「全壊」の被害を受け、居住する住宅がない方 ※半壊であっても、水害により流入した土砂や流木等(耐え難い悪臭を含む)により住宅としての利用ができない方は、内閣府との協議により、対象となる場合があります ・災害救助法に基づく応急仮設住宅等の利用資格のある方
賃貸型 応急住宅	※ 詳細が決まり次第、対象となる方に個別にご案内します。

八丈町	建設課	04996-2-1124
-----	-----	--------------

4 住宅の応急修理(全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊)

- ◆ 「災害救助法」の適用により、被害を受けた住宅の応急修理について、住民からの申し込みに基づき、町が事業者修理に依頼し、実施するものです。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

内 容	屋根、台所、トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の修理
限度額	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊：73万9,000円以内 準半壊(損害割合が10%以上20%未満)：35万8,000円以内
対象者	全ての要件を満たす方(世帯)が対象 ・当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊または準半壊の住家被害を受けたこと ※全壊の住家は、応急修理をすることにより居住が可能である場合は対象となります。 ・自ら修理する資力がないこと(中規模半壊、半壊または準半壊の方) ※大規模半壊の場合は資力要件なし

八丈町	建設課	04996-2-1124
-----	-----	--------------

5 住宅の修理費補助(一部損壊・準半壊※工事費を支払済のため応急修理の対象外の場合)

- ◆ 被害を受けた住宅の補修工事を行う方について、住民からの申し込みに基づき、町が補助金を交付するものです。

補助金は、課税対象(雑収入)となります。

- ◆ 申請期限：9月30日(水)まで。

※ 昨今の世界情勢を踏まえて、申請期限を延長します。

※ 救助期間は未定ですが、『応急の修理』であることが求められますので、お早めにご相談ください。

※ 工務店の見積が手元にない場合でも、申請をご検討中の方は、取り急ぎご相談ください。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

内 容	屋根、台所、トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の修理
限度額	対象工事費の1/2の額(限度額：35万8,000円) ・対象工事費が 60万円 の場合 $60万円 \times \frac{1}{2} = 30万円$ ・対象工事費が 80万円 の場合 $80万円 \times \frac{1}{2} = 40万円 \rightarrow 35万8,000円$ ※ 課税対象(雑収入)となります。

対象者	全ての要件を満たす方（世帯）が対象 - 当該災害により「一部損壊（準半壊に至らない）」または「準半壊※」の住家被害を受け、現に居住している、自己が所有する住宅の修理を行う方（すでに修理を実施済みの場合も対象となります） ※準半壊の住家は、工事費を支払済みであるために「4 住宅の応急修理」の対象外の場合に限り<u>ます。</u> - 自ら修理する資力がいないこと
-----	--

八丈町	建設課	04996-2-1124
-----	-----	--------------

6 災害廃棄物の受入方法について

◆【倒木類・伐採木・枝葉】

受入場所	八形山リサイクルヤード
受入期間	毎週日曜日 午前9時～午後5時まで
罹災証明書・被災証明書・災害廃棄物搬入許可証	不要
受入条件	直径20cm 長さ120cm

※7月31日（金）で三根仮置場（火葬場下）は閉鎖します。

注

◆【建築系以外の災害廃棄物】被災した住居等から出た家具・家電等の粗大ごみ

受入場所	有明興業八丈島営業所（南原処理場）
受入期間	9月30日（水）まで
災害廃棄物搬入許可証 ※町役場環境係で発行	提示により、無償受入（回数・数量制限あり）
受付時間	午前9時～午後5時（正午～午後1時まで休止）
施設休業日	第1・3・5土曜日、日曜日

※テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫などの家電4品目も災害廃棄物搬入許可証が必要です。

注

◆【建築系の災害廃棄物】

受入場所	南原スポーツ公園仮置場
受入期間	9月30日（水）まで
災害廃棄物搬入許可証 ※町役場環境係で発行	提示により、無償受入（回数・数量制限あり）
受付時間	午前9時～午後4時（正午～午後1時まで休止）
施設休業日	毎週日曜日 ※8月9日（日）～8月16日（日）休業
受け入れ可能な廃棄物	建築系の災害廃棄物（木質系建材、プラ類、金属類、業務用家電、ガラス付きサッシ）

※搬入の際は、種類ごとに分別のうえ、係員の指示に従ってください。

※アスベスト含有の恐れがある屋根材、天井材、壁材はフレコンバッグなどの袋に入れて飛散防止対策のうえ、搬入してください。

◆災害廃棄物搬入許可証について

本人確認書類・罹災（被災）証明書・廃棄量のわかる写真をお持ちのうえ、役場住民課窓口にてお手続きください。

許可証の発行は原則1回限りです。災害廃棄物と判断できない場合は許可証の発行はできません。

許可証は申請した災害廃棄物の搬入が全て完了した時点で係員が現場にて回収します。

注

◆【建築系の災害廃棄物（コンクリートくず）】

浅沼組砕石再生プラントに持ち込んでください。

※搬入前に罹災証明書等の書類を持参のうえ、役場住民課窓口へお越しください。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

ハ 丈 町	住 民 課	04996-2-1123
-------	-------	--------------



お金のこと

1 生活資金の貸付け

◆【緊急小口資金】

「社会福祉法」に基づき、必要な経費を貸し付けるものです。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



東京都協HP

内容	低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対する、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用の貸付		
貸付限度額	10万円以内	貸付利率	無利子
据置期間	貸付けの日から2か月以内	償還期間	据置期間経過後12か月以内

社会福祉法人八丈町社会福祉協議会	04996-2-2609
------------------	--------------

◆【福祉費(災害を受けたことにより臨時に必要な経費)】

「社会福祉法」に基づき、必要な経費を貸し付けるものです。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

内容	低所得世帯に対する、災害を受けたことにより臨時に費用が必要となった場合の貸付		
貸付限度額	150万円		
貸付利率	連帯保証人を立てた場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は年1.5%		
据置期間	貸付けの日から6か月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内
注意	災害援護資金(後述)の対象となる世帯は適用が除外されます。		

社会福祉法人八丈町社会福祉協議会	04996-2-2609
------------------	--------------

2 生活の困窮

◆【生活困窮者自立支援】

「生活困窮者自立支援法」に基づき、支援を受けられる場合があります。他の専門機関とも連携しながら、支援プランを作成します。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



厚労省HP

内容	・自立相談支援事業	支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を実施。
	・住居確保給付金の支給	・離職ややむを得ない休業等により住居を失ったまたはおそれがある生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して、有期で家賃総額を支給。 ・同一の世帯に属する者の死亡や離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居を失ったまたはそのおそれがある者で、家計の改善のために新たな住居の確保を必要とする者に対して、転居費用相当分を支給。
	・就労準備支援事業	「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、すぐに就労が困難な方に原則1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を実施。

	・家計改善支援事業	家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生支援を実施。
	・就労訓練事業	すぐに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する、就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）を実施。
	・子どもの学習・生活支援事業	子どもの学習支援をはじめ、日常生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を実施。

東京都八丈支庁	総務課福祉担当	04996-2-1112
---------	---------	--------------

◆【生活保護】

「生活保護法」に基づき、最低限度の生活が送れるよう、暮らしに必要なお金や医療を受けられる場合があります。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



厚労省HP

東京都八丈支庁	総務課福祉担当	04996-2-1112
---------	---------	--------------

3 住宅に関する支援金、貸付

◆【生活再建支援金の支給(住宅の損壊、解体)】

「被災者生活再建支援法」に基づき、被災者生活再建支援法人である（公財）都道府県センターから、町内で10世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給します。
詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



都道府県

対象者	① 住宅が全壊した世帯（全壊世帯） ② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体世帯） ③ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ④ 住宅が半壊し、大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊した世帯（都制度・町制度のみ）					
支給額		国制度		都制度	町制度	計
		基礎 支援金	加算支援金			
	全壊 解体	100 万円	建設・購入	—	300万円	600万円
			補修		100万円	300万円
			賃借（公営住宅除く）		—	150万円
	大規模 半壊	50 万円	建設・購入	—	300万円	550万円
			補修		100万円	250万円
			賃借（公営住宅除く）		—	100万円
	中規模 半壊	—	建設・購入	100万円	300万円	500万円
			補修	70万円	80万円	200万円
			賃借（公営住宅除く）	55万円	—	80万円
	半壊	—	建設・購入	200万円	300万円	500万円
			補修	120万円	80万円	200万円
			賃借（公営住宅除く）	80万円	—	80万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になります。

八丈町

福祉健康課

04996-2-5570

◆【災害復興住宅融資】

災害により住宅が被災した場合に、(独)住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資の金利を引き下げます。融資は、建設、購入、補修の場合に受けられます。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



住宅機構HP

住宅金融支援機構

お客様コールセンター
(災害専用ダイヤル)

0120-086-353
または048-615-0420

◆【福祉費(住宅の増改築・補修等に必要な経費)】

「社会福祉法」に基づき、必要な経費を貸し付けるものです。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

内容	低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対する、災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な費用の貸付		
貸付限度額	250万円		
貸付利率	連帯保証人を立てた場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は年1.5%		
据置期間	貸付けの日から6か月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内

社会福祉法人八丈町社会福祉協議会

04996-2-2609

◆【住宅ローンの返済】

「災害救助法」が適用された災害時に、債務整理を申し出るための仕組みがあります。手続き支援を無料で受けられる、財産の一部を手元の残せる、個人情報として登録されない等のメリットがあります。

詳細は、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください。借入先が銀行の場合は次の窓口でも問合せ可能です。



政府広報オンライン

一般社団法人全国銀行協会

相談室

0570-017109
または03-5252-3772

4 雇用に関する支給

◆【雇用保険失業給付の支給】

「災害救助法」の指定地域にある事業所が、災害により事業を休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合に失業給付を受給できます。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

ハローワーク飯田橋

雇用保険失業給付課

03-3812-8609

◆【未払賃金立替払】

「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づき、勤めていた企業が倒産状態になるなどで賃金が支払われなかった場合、独立行政法人労働者健康安全機構(JOHAS)が未払いの賃金を立て替えることができます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



JOHAS HP

- ・事業主および労働者に要件があります。
- ・対象となる賃金は、退職日の6か月前から機構に対する立替払請求日の前日までに支払期日が到来している未払賃金（定期給与と退職金。ボーナスは含まれません。）です。ただし、総額2万円未満のときは対象外です。
- ・退職日における年齢ごとに立替払の上限が定められています。

中央労働基準監督署	方面（労働条件・解雇・賃金）	03-5803-7381
独立行政法人労働者健康安全機構	未払賃金立替払相談コーナー	044-431-8663 (月～金 9:15～17:00)

◆【労災補償】

「労働者災害補償保険法」に基づき、労働者の方が工作中や通勤中に被災した場合、ご本人やご家族の方は労災保険による給付（治療や投薬、遺族年金・一時金など）を受けられます。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



中央労働基準監督署	労災課	03-5803-7383	厚労省HP
東京労働局	労働基準部労災補償課	03-3512-1617 (総合案内)	

◆【職業転換給付金(訓練手当・広域求職活動費・移転費)の支給】

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定および職業生活の充実等に関する法律」に基づき、お住いの地域以外で求職活動を行ったり職業訓練を受けたりできるよう、交通費や宿泊料の他、訓練を受講した場合の給付を受けられます。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

東京労働局	職業安定部訓練課	03-6684-1700
ハローワーク飯田橋	職業相談・職業紹介窓口	03-3812-8609 (43#)

5 八丈町産業・観光再建支援金の支給

令和7年台風第22号・23号により被害を受けた事業者（個人・法人）等に対し、早期的な生活再建を支援します。

<農業>

暴風雨により農作物・圃場（施設）に甚大な被害を受けており、生産物の出荷・販売が行えない状況であったことから、農業者の生活再建を支援

<水産業>

断水・停電の影響により冷蔵・冷凍機能、製氷機能が停止し、出漁ができない状況であったことから、漁業者の生活再建を支援

<観光・商工業>

暴風雨による施設被害や断水・停電の影響により、店舗・施設での営業が困難な状況であったことから、観光・商工業者の生活再建を支援

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

対象者	・令和7年10月8日以前に八丈町に主たる事業所等を有する事業者（個人・法人）で令和6年に各事業において30万円以上の事業収入があり、または令和7年1月以降に開業し30万円以上の事業収入がある者 ※<農業><水産業><観光・商工業>の各事業で支援金がございます。 事業を重複して申請することは可能です。その場合、対象とする事業の収入が30万円以上であることが要件となります。
支給額	1件につき一律30万円

必要書類	(1) 令和6年分確定申告書及びその事業の収支がわかるもの(決算書・収支内訳書等) (2) 令和6年分相当または直近で提出された法人事業概況説明書 (3) 令和7年1月以降に開業した場合、開業届等事業を始めたことがわかる資料及び 令和7年10月8日までの事業の収支がわかるもの (4) 個人名義・法人名義等の振込先口座の通帳(写) (5) (1) 及び(2) の資料を提出できない場合においては、協同組合で証明された申出書 (6) その他町長が必要と認める書類 ※詳細については、要綱をご確認いただきますようお願いします。 ※要綱については、令和8年6月1日で改正しておりますのでご注意ください。
申請期間	・令和8年2月2日(月)～令和8年9月30日(水)まで
受付時間	・9:00～17:00(平日のみ)
八丈町	産業観光課 04996-2-1125





役所の手続きのこと

1 国税の特別措置

◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部または一部軽減が図られます。



国税庁HP

◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、住宅取得資金に係る贈与税の特例などの措置を受けられることがあります。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

芝税務署	03-3455-0551 (代表: 自動音声)
------	-------------------------

2 都税の特別措置

◆ 不動産取得税、個人事業税等の都税に関する措置は終了しました。



東京都HP

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

東京都八丈支庁	税務担当	04996-2-4511
---------	------	--------------

3 町民税の特別措置

◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、固定資産税の減免の救済措置があります (**住民税 (町民税、都民税) の減免措置は令和7年度分で終了しました**)。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

八丈町	税務課	04996-2-1122
-----	-----	--------------

4 各種保険料(税)の特別措置

次の支払いについて、申出により、減免、支払いの猶予、分納ができる場合があります。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

◆ 【国民年金保険料】

	住居の被害	支援内容	必要書類	申請期限
国民年金 保険料の免除	住家・家財その他の財産に係る損害がおおむね1/2以上の方	令和7年9月分～令和9年6月分までの国民年金保険料の免除 ※免除した分、10年以内の追納がなければ将来受け取る年金額が少なくなります。	・申請書 ・罹災証明書 ・被災証明書 (家財に被害がある場合) ・被災状況届 (罹災証明書がない場合)	申請対象月の2年1か月後まで

八丈町	住民課	04996-2-1123
-----	-----	--------------

◆【国民健康保険税】

国民健康保険税の減免	住居・家財の損害による減免の申請は終了しました。
------------	--------------------------

※住居に被害はなく、事業収入等に影響が出ている場合は収入激減による減免申請が可能。【収入激減による申請期限は、納期限の7日前まで】

八丈町	住民課	04996-2-1123
-----	-----	--------------

◆【介護保険料】

介護保険料の減免	住居・家財の損害による減免の申請は終了しました。
----------	--------------------------

※住居に被害はなく、事業収入に影響が出ている場合は収入激減による減免申請が可能。【収入激減による申請期限は、原則、普通徴収の方は納期限の7日前まで、特別徴収の方は特別徴収対象年金給付月の前々月の15日まで】

八丈町	福祉健康課	04996-2-5570
-----	-------	--------------

◆【後期高齢者医療保険料】

後期高齢者医療保険料の減免	住居・家財の損害による減免の申請は終了しました。
---------------	--------------------------

※事業収入等に影響が出ている場合は、令和8年度後期高齢者医療保険料本算定後（7月以降）に減免申請が可能。申請前に問い合わせください。

八丈町	住民課	04996-2-1123
-----	-----	--------------

5 証明手数料の免除

◆ 生活再建に必要な手続等に使用する各種証明書の交付手数料を免除します。

申請条件	① 証明交付申請書の利用目的欄に、令和7年台風22号及び23号による被災に伴う生活再建に関する手続き（保険請求、融資、公的機関の援助等）に必要である旨が記載されていること。 ②申請時に窓口において、罹（被）災証明書を提示できること。 ③被災時に八丈町に住所又は居所を有していたことが確認できること。
免除する証明書	①住民票の写し ②住民票記載事項証明書 ③戸籍（全部・個人）事項証明書 ④戸籍附票の写し ⑤印鑑登録証の再発行 ⑥印鑑登録証明書
申請期限	被災した日の翌日から起算して1年以内

八丈町	住民課	04996-2-1123
-----	-----	--------------

6 公共料金の減免措置等

◆【電気、ガス、水道、電話料等の支払期日の延長や減免、工事や修理費用の免除、軽減など】

適用の条件や支援措置の内容については事業者ごとに異なりますので、ご契約の各事業者へご確認ください。

東京電力	東京カスタマーセンター (月～土 9時～17時)	0120-995-001 03-6374-8936 (IP電話から)
ガス	各事業者	—
水道	八丈町 企業課	04996-2-1128
電話料など	NTT東日本 料金問合せ受付センター (平日9時～17時)	0120-002-992

◆【NHK受信料免除】

罹災証明により「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、全焼、半焼、床上浸水」と判定された方は、一定期間、受信料の免除が受けられます。

NHK 〔問い合わせ〕	ナビダイヤル (毎日9時～18時)	0570-077-077 050-3786-5003 (IP電話)
	ホームページでの手続き	右の二次元コードを 読み取り、必要事項を 入力のうえ、罹災証明書の 画像データをアップロード 

★ 証明書等を紛失した場合

◆ 年金手帳、年金証書、運転免許証、マイナンバーカード等を紛失、破損した場合、再発行や他の手段での本人確認をすることで対応できることがあります。詳細は、各担当窓口にお問い合わせください。



民間の手続きのこと

1 損害保険

- ◆ 損害保険の適用などについては、ご契約の損害保険会社に問い合わせください。
- ◆ 損害保険会社とのトラブルが解決しない場合、次の窓口で苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援を行っています。

一般社団法人 日本損害保険協会	そんぽADRセンター（平日9時15分～17時）	03-4332-5241
	自然災害等損保契約照会センター （平日9時15分～17時）	0120-501-331
一般社団法人 外国損害保険協会	自然災害等損保契約照会センター （平日9時～17時）	03-5425-7850

2 生命保険の契約内容

- ◆ 申出により、保険料の払込について猶予する場合があります。また、申出により、必要書類を一部省略する等で、迅速に保険金や給付金を支払うことができます。ご契約の生命保険会社に問い合わせください。
- ◆ 「災害救助法」が適用された地域において、生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な場合等において、生命保険契約の有無の照会に対応します。

一般社団法人 生命保険協会	災害時受付専用連絡先（生命保険相談所） （平日 9時～17時）	0120-001-731
------------------	------------------------------------	--------------

3 通帳、保険証書、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では預金通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認書類の提示により、預貯金の払戻しができます。また、本人確認書類を紛失してしまった場合でも、住所・氏名等で登録内容の一致を確認したうえで払戻しを行うことができます。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

各金融機関等	各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口	
ゆうちょ銀行	ゆうちょコールセンター （平日9時～19時、土日祝日 9時～17時）	0120-108-420
	カード紛失センター（年中無休・24時間受付）	0120-794-889

4 法律相談等の窓口

- ◆ 弁護士、司法書士による無料相談を受けられます。また、法テラスでは法的トラブルでお悩みの方の問い合わせに対し、適切な法制度、関係機関（法律相談・公的機関窓口等）の紹介をしています。

弁護士相談	東京三弁護士会 （東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会） ※受付後、折り返しによるコールバック相談です。	050-5574-0596 （原則24時間受付）
司法書士相談	東京司法書士会 ※司法書士ホットラインで相談したいとお申し出ください。	03-3353-2700 （月～金 10時～16時） 042-540-0663 （水・木 17時～20時）
法テラス	法テラス （法テラス・サポートダイヤル）	・0570-078-374 ・03-6745-5600



医療・健康のこと

1 医療機関の受診・介護保険サービスの利用

- ◆ 災害等による収入の減少などの特別な理由により、保険料・窓口負担の支払いが困難と認められる方は、医療保険、介護保険の保険料・窓口負担について、減免措置等が講じられます。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

八丈町	【国民健康保険】住民課	04996-2-1123
	【介護保険】福祉健康課	04996-2-5570
	【後期高齢者医療保険】住民課	04996-2-1123

- ◆ 被災により資格確認書、被保険者証等を紛失された方は下記で再交付できます。

八丈町	【国民健康保険資格確認書等の紛失】	住民課	04996-2-1123
	【介護保険被保険者証等の紛失】	福祉健康課	04996-2-5570
	【後期高齢者医療保険の資格確認書等の紛失】	住民課	04996-2-1123

2 障害福祉サービスの利用

- ◆ 被災状況によって、利用者負担を減免できる場合があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

(※3月31日で終了いたしました。)

八丈町	福祉健康課	04996-2-5570
-----	-------	--------------

3 こころの悩み相談

- ◆ 災害にあわれた方のこころの悩み相談を電話でお受けしています。

東京都	こころといのちのほっとライン (毎日12時～翌朝5時30分)	0570-087-478
	夜間こころの電話相談(毎日17時～22時)	03-5155-5028
一般社団法人 社会的包摂サポートセンター	よりそいホットライン(24時間対応)	0120-279-338
一般社団法人 日本いのちの電話連盟	いのちの電話(毎日16時～21時)	0120-783-556
社会福祉法人いのちの電話	東京いのちの電話(年中無休24時間対応)	03-3264-4343

- ◆ 災害にあわれた方のこころと健康に関する悩み相談を電話でお受けしています。

八丈町	福祉健康課	04996-2-5570
-----	-------	--------------



教育のこと

1 小中学生の子がいる家庭への支援

◆【就学費用の援助】

災害によって所得が減少した場合、学用品費など学校で必要な費用の一部を援助しています。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

八丈町	教育課	04996-2-7071
-----	-----	--------------

◆【教科書等の支給】

「災害救助法」が適用された災害によって教科書や教材を喪失・き損した場合、無償で教科書等の支給を受けます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

八丈町	教育課	04996-2-7071
-----	-----	--------------

2 高校生の子がいる家庭への支援

◆【授業料等の就学支援、減免、猶予等】

災害によって所得が減少した場合、授業料、受講料や入学料等の徴収猶予または減額、免除ができる場合があります。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

東京都	教育庁都立学校教育部高等学校教育課（経理担当）	03-5320-7862 または在学する学校
公益財団法人 東京都私学財団	東京都私学就学支援金センター	03-6743-5011
	【東京都育英資金】 振興部 育英資金担当（平日9時15分～17時）	03-5206-7929

3 大学生への支援

◆【授業料の減免】

災害によって家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難となった学生を対象に、授業料等の減額、免除ができる場合がありますので、在籍する学校の授業担当窓口にお問い合わせください。

◆【国の教育ローン】

大学・短期大学のほか専門学校や高等学校の資金にも利用が可能です。

詳細は、次の窓口にお問合せください。

貸付限度額		上限350万円（自宅外通学などの場合は450万円）
内容		・独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）等の奨学金と併用できます。 ・受験前でも申し込み可能
株式会社	教育ローンコールセンター	0570-008-656

日本政策金融 公庫	(平日9時～19時)	または03-5321-8656
--------------	------------	-----------------

◆【奨学金の緊急採用等】

被災等により家計が急変した場合に、貸与奨学金の緊急採用等が可能です。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

独立行政法人 日本学生支援機構 (JASSO)	【奨学金の緊急採用】	0570-666-301
	奨学金相談センター(平日9時～20時)	または03-6743-6100
	【奨学金の返還の減額、返還期限の猶予】	0570-666-301
	奨学金相談センター(平日9時～20時)	または03-6743-6100
	【災害支援金の申請受付】	
	政策企画部広報課寄附金室	
	※学生・生徒またはその父母等の居住する住宅が半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした場合	03-6743-3185



1 中小企業者等を対象とした相談窓口

◆ 東京都中小企業制度融資「災害復旧資金融資」

令和7年台風第22号・第23号により損失を受けた八丈町における中小企業者等を対象として「災害復旧資金融資」を開始しています。本融資では、東京都が信用保証料を全額、及び利子の3分の2相当、町が利子の3分の1相当を補助することにより、実質無利子となる融資制度となっています。

【融資資金使途】運転資金及び設備資金

【融資限度額】2億8,000万円（うち無担保8,000万まで）

【融資期間】15年以内（据置期間2年以内を含む）



東京都HP

東京都	産業労働局金融部金融課	03-5320-4877
八丈町	産業観光課	04996-2-1125

※申請書の提出先は各融資相談先の金融機関となります。

◆ 「災害救助法」が適用された災害時に、事業性ローン等の債務整理を申し出るための仕組みがあります。

手続き支援を無料で受けられる、財産の一部を手元の残せる、個人信用情報として登録されない等のメリットがあります。なお、利用できるのは個人事業者です（法人は対象となりません）。



政府広報オンライン

詳細は、借入先の金融機関等に問い合わせください。借入先が銀行の場合は次の窓口でも問合せ可能です。

一般社団法人全国銀行協会	相談室	0570-017109 または03-5252-3772
--------------	-----	--------------------------------

◆ 民間金融機関から資金を借り入れる際に、通常の信用保証とは別枠で、100%の保証が信用保証協会から受けられる「セーフティネット保証4号」及び「災害関係保証」も適用されます。

通常の保証	最大2.8億円（普通保証：2億円以内 無担保保証：8,000万円以内） てん補率：70～80% 保険料率：0.25～1.69%
セーフティネット保証4号 （経営安定資金）	最大2.8億円（普通保証：2億円以内 無担保保証：8,000万円以内） てん補率：80% 保険料率：0.41%
災害関係保証 （事業再建資金）	最大2.8億円（普通保証：2億円以内 無担保保証：8,000万円以内） てん補率：80% 保険料率：0.41%

詳細は次の窓口に問い合わせください。

東京信用保証協会	八重洲支店	03-6264-1830
----------	-------	--------------

◆ 東京都における中小企業復旧・復興支援事業

① 「地域企業再建支援事業費補助金」

台風第22号・第23号で被害にあわれた事業者の復旧及び復興を目的とした補助金の受付を開始しています。

皆様へ台風の影響で、損壊・使用困難となった施設・設備等の復旧（元に戻す）のほか、復旧を契機に行う経営力強化等に係る取組を支援していく補助金です。

【補助限度額・補助率】補助限度額 5,000万円 補助率 5分の4

詳細は次の窓口に問い合わせください。



東京都HP

東京都	産業労働局 商工部 調整課	03-5320-4744
八丈町	産業観光課	04996-2-1125

2 農業者を対象とした相談窓口

【災害復旧資金の貸付金等】

●農業特別対策資金（農業近代化資金）

被災した農業者に、産業の復旧・経営の安定維持に必要な運転資金、および設備施設資金を申し込みいただけます。

対象者：令和7年台風22号・23号による農業被害を受けた者で、八丈町より農業被害認定証明を受けている農業者等

資金の別	【運転資金】	【施設資金】
資金用途	・農業経営維持のために必要な種苗や肥料、薬剤等の購入費 ・経営の安定維持に必要な運転資金	・農業被災前の当該施設と同程度の施設取得 ・施設修繕のための資材購入
貸付限度額	200万円	1,000万円
貸付利率	0%	0%
償還期間	5年以内	15年以内
（据置期間）	1年以内	3年以内
償還方法	元本均等年賦払	元本均等年賦払

融資率：80%（認定農業者は100%）

融資機関：東京都信用農業協同組合連合会 保証機関：東京都農業信用基金協会

貸付利率：東京都が金利相当額を全額利子補給することで無利子

受付期間：令和7年10月31日～令和9年3月31日まで

申込方法：東京都信用農業協同組合連合会へ問い合わせください。

注1）融資および保証に当たって所定の審査があります。

注2）保証機関の利用に当たって所定の保証料がかかります。

相談窓口	八丈町産業観光課 04996-2-1125
問い合わせ・申請	東京都信用農業協同組合連合会 融資部 融資課 042-523-3151

●農林漁業セーフティネット資金（農業）

災害や社会的・経済的な環境の変化の影響を受けた方の資金繰りを支援する資金です。

【対象者と利用要件】

以下の対象者のいずれかに該当し、且つ利用要件に合致する被害を受けられた方

対象者	
1. 認定農業者	農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた個人・法人

2. 認定新規就農者	青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人
3. 主業農業者（個人）	農業所得が総所得の過半を占める、または農業粗収益が200万円以上の個人
（法人）	農業売上高が総売上高の過半を占める、または農業売上高が1,000万円以上の法人
4. その他	農業経営開始後3年以内の者・集落営農組織等

利用要件	
1. 災 害	災害（台風、冷害、干ばつ、地震等）の被害を受けた。
2. 行政指導	BSEや鳥インフルエンザ等の発生に伴う家畜の殺処分や、畜産物の移動制限を受けた。
3. 社会的または経済的環境の変化による経営状況の悪化	・最近の決算期における粗収益が前期に比し10%以上減少している。 ・最近の決算期における所得率または純利益額が前期に比し悪化している。 ・最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じている。 ・前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、2期合計で赤字である。 ・前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、債務償還可能年数（長期負債÷（純利益額＋減価償却費））が20年以上である。 ・売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じている。 ・一時的な農産物価格の低下や資材価格の高騰等社会的な要因により経営に著しい支障をきたしている（ただし農業経営に著しい影響を及ぼすとして主務省が指定した事象に限る）。 ・感染症により資金繰りに支障をきたしている、またはきたすおそれがある（ただし農業経営に著しい影響を及ぼすとして主務省が指定した感染症等に限る）。 ・取引先金融機関の業務停止命令や、貸し渋り等の影響を受け、資金調達に支障をきたしている。 ・取引先の倒産により、農産物の販売や資材の仕入れ等に支障をきたしている。

注1）審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。

注2）上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは問い合わせください。

条件など	説明
【資金使途】	経営の安定を図るのに必要な資金
【融資限度額】	一般：600万円 特認：年間経営費等の6/12以内（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合） ※最低限度額は設けておりません。
【融資期間】	15年以内（うち据置期間3年以内）
【担保・保証人】	ご相談の上、決めさせていただきます。
【金利】	借入時の金利は、金融情勢により変動します。最新の金利は日本政策金融公庫にご照会ください。

相談窓口	八丈町産業観光課 04996-2-1125
------	-----------------------

【災害廃棄物の処理手数料の減免等】

概要	対象者	問い合わせ
災害により発生した農業用生産施設（農業用ハウス）の廃棄物（町の処理施設に自己搬入されたもの）について処理手数料を減免します。 搬入先：有明興業（八丈島営業所）	農業者から排出される農業用生産施設（農業用ハウス）に対する災害廃棄物を処分する方 ※令和7年11月14日以降の搬入について八丈町（産業係）発行の罹災証明書（農業用）の提示が必要です。 <u>持込期間：令和8年7月31日(金)まで</u>	八丈町住民課 04996-2-1123 八丈町産業観光課 04996-2-1125 注



その他の情報

1 消費者相談

◆ 災害に便乗した悪質な商法には十分にご注意ください。不審、不安に思ったら、ご相談ください。

消費者庁	消費者ホットライン	188(局番なしの3桁)
独立行政法人 国民生活センター	東京都消費生活総合センター	03-3235-1155

2 外国人相談 Consultation for Foreigners

◆ 外国人の方向けに多言語で対応している問い合わせ先です。

ほうむしょう 法務省 しゅつにゆうこく 出入国 ざいりゅうかんりちょう 在留管理庁 Immigration Services Agency	がいこくじんざいりゅうそうごういんふおめーしょんせんたー 外国人在留総合インフォメーションセンター Foreign Residents Information Center へいじつ (平日 weekdays 8:30~17:15) たいおうげんご 対応言語 supported language: 日本語 Japanese、英語 English、中国語 中文、韓国語 한국어、 スペイン語 Español、ポルトガル語 Português、 ベトナム語 Tiếng Việt、ネパール語 नेपाली、 タイ語 ไทย、ミャンマー語 မြန်မာ、 シンハラ語 සිංහල	0570-013-904 かいがい IP、海外から (from overseas) 03-5796-7112  法務省HP
にほんせいふかんこうきょく 日本政府観光局 Japan National Tourism Organization	じゃばんびじたーほっとらいん ジャパンビジターホットライン Japan Visitor Hotline たいおうげんご 対応言語 supported language: 日本語 Japanese、英語 English、中国語 中文、韓国語 한국어	050-3816-2787  JNTO HP
ほうむしょう 法務省 Ministry of Justice	がいこくごじんけんそうだん 外国語人権相談ダイヤル Foreign-language Human Rights Hotline へいじつ (平日 weekdays 9:00~17:00) たいおうげんご 対応言語 supported language: 英語 English、中国語 中文、韓国語 한국어、フィリピン語 Filipino、ポルトガル語 Português、 ベトナム語 Tiếng Việt、ネパール語 नेपाली、スペイン語 Español、 インドネシア語 bahasa Indonesia、タイ語 ไทย	0570-090-911  法務省HP

東京都 Tokyo	外国人相談 Foreigner consultation (9:30~12:00、13:00~17:00) 英語 English 平日 Weekdays 03-5320-7744 中国語 中文 火曜・金曜 周二・星期五 03-5320-7766 韓国語 한국어 水曜 수요일 03-5320-7700  東京都
こうえきざいだんほうじん 公益財団法人 とうきょうと 東京都つながり そうせいざいだん 創生財団 Tokyo Metropolitan Foundation “TSUNAGARI”	とうきょうとたぶんかきようせいぼーたるさいと 東京都多文化共生ポータルサイト Tokyo Intercultural Portal Site たげんごそうだん 多言語相談ナビ (TMCナビ) Tokyo Multilingual Consultation Navi へいじつ (平日 weekdays 10:00~16:00) 0120-142-142 たいおうげんご 対応言語 supported language: 日本語 Japanese、英語 English、中国語 中文、韓国語 한국어、 ポルトガル語 Português、スペイン語 Español、タイ語 ไทย、 ロシア語 Русский、タガログ語 Tagalog、ベトナム語 Tiếng Việt、ヒンディー語 हिंदी、ネパール語 नेपाली、フランス語 Français、インドネシア語 bahasa Indonesia、  つながり
ほうてらす 法テラス Houterasu、 Japan Legal Support Center たげんごじょうほう 多言語情報 ていきょう 提供サービス Multilingual information Services provided	0570-078-377 通訳業者を介して法テラス職員に相談できます。 You can consult with Houterasu staff through an interpreter.  法テラス たいおうげんご 対応言語 supported language: 英語 English、中国語 中文、韓国語 한국어、スペイン語 Español、ポルトガル語 Portuguese、 ベトナム語 Tiếng Việt、タガログ語 Tagalog、ネパール語 नेपाली、タイ語 ไทย、インドネシア語 bahasa Indonesia、